

令和8年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

町税行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となり、地方税法第383条の規定※により事業用の償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している資産を申告していただくことになっております。

※(固定資産の申告)

地方税法第383条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価額 その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

申告期限 令和8年2月2日(月)

事務処理の都合、令和8年1月15日(木)までの提出にご協力をお願いいたします。

提出先及び問合せ先

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308

西会津町役場 町民税務課 税務係

TEL 0241-45-2212 (税務係)

1. 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場・商店・農業などの事業を営んでいる方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その「事業のために用いている」構築物・機械・工具・器具・備品などの事業用資産を言います。

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産にも償却資産として課税されます。

ただし、営業権・特許権・漁業権などのような無形固定資産や、自動車税の課税対象となっている自動車等は課税の対象となりません。なお、大型特殊自動車に該当するブルドーザー、フォークリフト、クレーン等は申告の対象となります。

2. 申告の対象となる償却資産の範囲

(1) 少額減価償却資産

耐用年数が1年以上で、取得価格が20万円以上のもの(1個または1組あたり)、及びそれ以外でも、固定資産に関する帳簿に計上されているもの。

(2) 遊休資産、未稼働資産

現在稼働していないが、今後使用可能な状態にあるもの。

(3) 簿外資産

帳簿上記載されていないが、事業の用に供しているもの。

(4) 償却済資産

既に法人税・所得税において減価償却が終わっている資産であっても、事業の用に供しているもの。

(5) 建設仮勘定資産

建設仮勘定において経理されているものであっても事業の用に供しているもの。

(6) 改良費

改良費については、本体と独立した新たな取得として別個に申告をお願いします。

(7) 所有権留保付割賦販売の資産

所有権留保付割賦販売の資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告するものとされています。

(8) その他

財務会計上土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象となります。また、家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として扱うもの(6頁の表をあわせてご覧ください。)も申告の対象となります。

3. 資産の種類と具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

■資産の種類

資産の種類	内 容
構 築 物	駐車場の舗装、屋外看板等の広告設備、駐車場のフェンス、門、塀、ビニールハウス、果樹棚など
機械及び装置	工作機械・印刷機械・土木建設機械・食料品加工機械・モーターやポンプ類等汎用機械類・乾燥機等農業用機械など ※走行できる機械で農耕用などのナンバーを取得済の機械は除きます。 建物付属設備 ※家屋の所有者が取り付けした建物付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、厨房・洗濯など業務用の設備等
車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、グレーダー、クレーン車、ホイールローダー、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」となっています）。 ※自動車税・軽自動車税の対象になる、乗用車・トラック・コンバイン・トラクター等は除きます。
工具器具及び備 品	事務机、事務いす、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、テレビ、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、金庫、自動販売機、美容理容器具等など

■業種別の主な課税対象償却資産（例）

各業種共通	駐車場設備、舗装路面、受・変電設備、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、パソコン、コピー機、金庫、エアコンなど
農 業	ビニールハウス、果樹棚、田植機（ナンバーのないもの）、脱穀機、乾燥機、コンバイン、自走式草刈機（取得価格が20万円を超えるもの）草刈り機など
小 売 店	陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、など
飲 食 店	厨房設備、接客用家具・備品、自動販売機、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機など
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、レジスター、テレビ、接客用家具、広告塔など
工 場	受・変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気設備、貯水設備、作業用照明設備、福利厚生設備など
建 設 業	ブルドーザー、バックホー、ホイールローダー、コンクリートカッター、フォークリフト、ミキサー、ポンプ、ポータブル発電機など
不動産貸付業	受・変電設備、門・塀、駐車場等の舗装及び機械設備など
旅館・ホテル	厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、製氷機、カラオケセット、ステレオ、ピアノ等の楽器、放送設備など
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、球貸機など
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフター、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、自動販売機、独立したキャノピー（屋根部分）など

4. 償却資産の申告について

(1) 申告対象者

1月1日現在に西会津町内に償却資産を所有している方です。

町外転出、休業、廃業、解散等された方、あるいは該当する資産がない方も、その旨を「償却資産申告書 17備考」に記入し、申告をお願いいたします。

上記の場合は、お電話でも結構ですので、ご連絡をお願いいたします。

(2) 提出書類

申告に使用する用紙は下記のとおりです。

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 令和8年度償却資産申告書 | … 緑 色 |
| ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) | … 緑 色 |
| ③ 種類別明細書(減少資産用) | … 赤 色 |

・記入については、以降の記入例を参考にしてください。

◆同封いたしました「償却資産所有者別明細書」をご覧ください。

◇昨年申告した資産内容から増減がない場合

- ・①の「償却資産申告書」のみを提出してください。
- ・「17備考」の欄の「2. 増減無し」に○印をつけてください。

◇初めての申告や資産を購入した場合

- ・①「償却資産申告書」と②「種類別明細書」《緑色》を提出してください。
- ・「17備考」の欄の「1. 増減有り」に○印をつけてください。

◇資産を処分した場合

- ・①「償却資産申告書」と③「種類別明細書」《赤色》を提出してください。
- ・「17備考」の欄の「1. 増減有り」に○印をつけてください。

■明細書にある資産を今一度ご確認ください。対象資産を処分したにもかかわらず、正確な申告をいただけない場合、課税対象となってしまいますのでご注意ください。

■「償却資産申告書」、「種類別明細書」とも複写式ですので2枚目を控えとして保管してください。

■申告用紙は町から送付しましたものをお使いください。

■電算処理による独自様式で申告される方は、全ての資産を申告してください。

重要なお知らせ

・地方税法の規定により課税標準額が150万円未満で資産変更がない場合は、課税額が発生しませんが必ず申告をしなければなりません。

・地方税法の規定により税務署に提出いただいた確定申告書等との確認作業をお願いします。また、下記の書類との確認をお願いします。

◇法人事業者の方は、固定資産台帳及び法人税申告書別表16関係書類。

◇個人事業者(農業を含む)の方は、所得税決算書等や減価償却費の計算表。

(3) 提出期限および提出先

提出期限は令和8年2月2日(月)です。

確定申告書提出前ですが、事務処理の都合上なるべく「1月15日(木)」までに提出してください
よう、ご協力をお願いいたします。

①【窓口で提出される場合】

本庁(町民税務課税務係)、及び奥川支所・新郷連絡所窓口で受け付けております。

②【郵送で提出される場合】

本庁(町民税務課税務係)まで郵送してください。(送付先は表紙をご覧ください。)

③【電子申告で提出される場合】

電子申告システムeLTAXにて電子申告を受け付けております。

5. 税率と課税標準の決定方法

(1) 税率・税額

税率は、1.4%です。

税額(100円未満切捨) = 課税標準額(1,000円未満切捨) × 税率(1.4%) となります。

(2) 課税標準額

令和8年1月1日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。

課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額となります。

(3) 課税標準額の決定方法

①資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

②資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から算出します。

ア) 前年中(令和7年)に取得のもの

取得価額 × 前年中取得の物の減価残存率 = 評価額

イ) 前年前(令和6年以前)に取得のもの

前年度評価額 × 前年前取得の物の減価残存率 = 評価額

※この計算により、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は5%でとどめます(法人・所得税とは取扱いが異なります)。

(4) 免税点

償却資産の課税標準額(全資産の合計)が、150万円未満の場合は課税されません。

150万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので、資産の多少にかかわらず、申告してください。

6. 固定資産税(償却資産)の申告から納税までの流れ

申告書の作成 ○この手引きにより、同封の申告書、種類別明細書を作成してください。



申告書の提出 ○作成した申告書書類を2月2日(月)までに役場まで提出してください。



価格の決定 ○申告内容により評価計算を行い、価格を決定します。



納税通知書の発送 ○例年5月15日頃に納税通知を発送します。内容をご確認のうえ納付をお願いします。税額は年4回に分けて納付いただけます。

※申告書の提出が提出期限より遅れた場合や、修正の申告書を提出いただいた場合には、必ずしも上記の日程で処理できないことがありますのでご了承ください。

7. 実地調査について

西会津町では、地方税法第353条及び第408条の規定により、税務署などの関係官公庁に対して確認・調査を行う場合があります。また、町内を現地確認し償却資産(事業用資産)についての実地調査を順次行っております。

減価償却資産明細書(固定資産台帳)の写しの提出のお願いや、実地調査にお伺いすることがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、申告漏れ等の場合で追加で課税する際には、申告された年度だけではなく、資産を取得した翌年度まで遡及することになりますのでご注意ください。

8. 耐用年数表(抜粋・耐用年数改正後)

構築物及び建物附属設備

種 類	細 目	耐用年数	種 類	細 目	耐用年数
広告用看板	金属製のもの	20	アーケード又は 日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	10		その他のもの	8
緑化施設 及び庭園	工場緑化施設	7	スチール製簡易物置		7
	その他の緑化施設及び庭園	20	電気設備(照明 設備を含む)	蓄電池電源設備	6
舗装道路及び 舗装路面	コンクリート敷・ブロック敷	15		その他(受・変電設備)	15
	アスファルト敷・木れんが敷	10	給排水設備・衛生設備・ガス設備		15
塀	コンクリート造又はコンクリ ートブロック造	15	可動間仕切り	簡易なもの	3
	れんが造り	7		その他のもの	15
	石造り	35	店舗用簡易装備		3
	金属造り	10			

機械及び装置

食料品製造業用設備		10	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備		7	木材又は木製品(家具除)製造業設備		8
家具又は装備品製造業用設備		11	パルプ、又は紙加工品製造業用設備		12
印刷業又は印刷 関連システム	デジタル印刷システム	4	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製 ネームプレート製造業用設備		6
	その他の設備	10	汎用機械器具製造(機械工具、金型、治具等)		12
生産用機械器具 (物の生産に供さ れるもの)	金属加工機械製造設備	9	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産 の用に供されるもの)		7
	その他の設備	12	電子部品、デバ イス又は電子回路 製造業用設備	プリント配線基板製造設備	6
電機機械器具製造業用設備		7		フラットパネルディスプレイ、 半導体集積回路又は半導体 素子製造設備	5
情報通信機械器具製造業用設備		8		その他の設備	
輸送用機械器具製造業用設備		9	その他の製造業用設備		9
食料品製造業用設備		10	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備		7	木材又は木製品(家具除)製造業設備		8
家具又は装備品製造業用設備		11	パルプ、又は紙加工品製造業用設備		12
印刷業又は印刷 関連システム	デジタル印刷システム	4	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製 ネームプレート製造業用設備		6
	その他の設備	10	汎用機械器具製造(機械工具、金型、治具等)		12
生産用機械器具 (物の生産に供さ れるもの)	金属加工機械製造設備	9	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産 の用に供されるもの)		7
	その他の設備	12	電子部品、デバ イス又は電子回 路製造業用設備	プリント配線基板製造設備	6
電機機械器具製造業用設備		7		フラットパネルディスプレイ、 半導体集積回路又は半導体 素子製造設備	5
情報通信機械器具製造業用設備		8		その他の設備	
輸送用機械器具製造業用設備		9	その他の製造業用設備		9
総合工事業 設備	ブルドーザー、パワーショベル等	6	飲食料品小売業用設備		9
	その他の建設工業設備	6	その他の小売 業	ガソリン又は液化石油ガス スタンド設備	8
				その他の設備	8
宿泊業用設備		10	飲食店用設備		8
洗濯業、理容業、美容業設備		13	写真現像焼付設備		8

農林業用減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく(電気牧さくを含む)	17
	その他のもの [樋門、用水路、灌漑用配管、農用井戸、貯水槽、肥料溜め、堆肥盤、温床枠、サイロ、コンクリート畦畔、薬剤用調合槽等]	20
主として金属造の構築物	斜降索道設備	13
	その他のもの [単軌条(モルレル方式)、農用井戸、灌水用または散水用配管、スプリンクラー用配管、給水パイプ、薬剤散布用配管、果樹棚、牧棚(電気牧棚を含む)]	15
主として木造の構築物	温床枠、果樹棚及びホップ棚、斜降索道設備、橋架牧棚(電気牧棚を含む)等	5
土管を主とした構築物	暗渠、農用井戸、灌漑用配管、灌水用配管等	10
その他の構築物	灌漑用塩化ビニール配管、灌水用塩化ビニール配管、薬剤散布用塩化ビニール配管、多目的スプリンクラー用塩化ビニール配管、給水パイプ等	8
電動機	モーター	7
内燃機関、ボイラー及びポンプ	ディーゼルエンジン、石油エンジン、ガソリンエンジン、ボイラー等	7
トラクター	トラクター全般	7
耕耘整地用機具	プラウ、ロータリー、ハロー、代掻機、鎮圧機、均平機、畝立機等	7
耕土造成改良用機具	抜根機、心土破碎機、溝堀機、穴堀機等	7
栽培管理用機具	堆肥散布機(マニュアルスプレッダー)、石灰散布機(ライムソー)、播種機、施肥播種機(ブロードキャスターを含む)、田植機、移植機、育苗機、中耕除草機、スプリンクラー、マルチャー、動力剪定機、暖房機、温室自動天窓開閉装置、温室自動換気装置、温室用施肥灌水装置(槽およびポンプを除く)、剪枝機、走行式作業台、剪枝機等	7
防除用機具	スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧器、ミスト機、煙霧機、土壤消毒機等	7
穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む)、稲わら収集機(自走式のものを除く)、わら処理カッター	7
	普通型コンバイン、ウインドロウアー、脱穀機、粃すり機、穀物乾燥機等	7
果樹、野菜または花き収穫調整用機具	野菜洗浄機、清浄機及び堀取機	7
	その他のもの [果樹洗浄機、シイタケ乾燥機]	7
その他の農作物収穫調整用機具	い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い害機、粒選機、収穫機、堀取機、つる切機及び茶摘機	7

	その他のもの [タバコ乾燥機、コンニャク乾燥機など]	7
	花筵織機および畳表織機	7
農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く)	その他のもの [果実洗浄機、選果機、選別機、ワックス処理機、自動製函機、自動封かん機、わら打ち機、縄ない機、縄仕上げ機、精筵機、かんぴょう製造機、蒸し煮機、はく皮精製機、イモ切り機等]	7
運搬用機具	牛馬車、荷車、トレーラー、リヤカー、ワゴン、孤輪車、モノレールカー、動力運搬車(一輪または二輪)等	5
	自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機	5
造林又は伐木用機具	その他のもの [集材機、運材機等]	5
	きのこ栽培用ほだ木	7
	生しいたけ栽培用のもの	7
	その他のもの	7
その他機具	乾燥用バーナー	7
	その他のもの	7
	主として金属製のもの	7
	その他のもの	7

9. 耐用年数に応ずる減価率表・減価残存率表(抜粋)

耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率	
		前年中に 取得のもの (1-a/2)	耐用年数			前年中に取 得のもの (1-a/2)	耐用年数
1	—	—	—	1 6	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	1 7	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	1 8	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	1 9	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	2 0	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	2 5	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	3 0	0.074	0.963	0.926
8	0.250	0.875	0.750	3 5	0.064	0.968	0.936
9	0.226	0.887	0.774	4 0	0.056	0.972	0.944
1 0	0.206	0.897	0.794	5 0	0.045	0.977	0.955
1 1	0.189	0.905	0.811	4 0	0.056	0.972	0.944
1 2	0.175	0.912	0.825	5 0	0.045	0.977	0.955
1 3	0.162	0.919	0.838				
1 4	0.152	0.924	0.848				
1 5	0.142	0.929	0.858				

記入例

受付印

令和 8 年 1 月 15 日

西会津町長 様

令和 8 年度

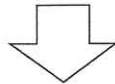
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード

第二十六号様式(提出用)

所有者	1 住 所	(969-4406) 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308 (電話 45-2212)	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
	又は納税通知書送達先		4 事業種目 (資本等の金額)	9 増加償却の届出	有 ・ 無
	ふりがな	申告 太郎	5 事業開始 年 月	10 非課税該当資産	有 ・ 無
	法人にあってはその名称および代表者の氏名	(屋号)	6 この申告に 応答する者 係及び氏	11 課税標準の特例	有 ・ 無
			7 税理士等の 氏 名	12 特別償却又は圧縮記憶	有 ・ 無
				13 税務会計上の償却方法	
				14 青 色 申 告	有 ・ 無

資産の種類	取 得 価 額				14西会津町 内における事 業所等資産 の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構築物				0	① ② ③
2 機械及び装置	2,000,000			2,000,000	
3 船 舶				0	
4 航空機				0	
5 車両及び運搬具				0	15借用資産 貸主の名称等
6 工具、器具及び備品				0	16事業用家屋の所有区分
7 合 計	2,000,000	0	0	2,000,000	17備考(添付書類等)
	資産の種類	評 価 額	※ 決 定 価 額	※ 課 税 標 準 額	増減なし 増減あり
1 構築物					資産の増減や耐用年数の変更がない場合は、「増減なし」に○印をつけ、この申告書のみを提出してください。
2 機械及び装置					
3 船 舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合 計					



○ 増減ありの場合

資産の種類	取 得 価 額				14西会津町 内における事 業所等資産 の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構築物				0	① ② ③
2 機械及び装置	2,000,000	1,200,000	1,000,000	1,800,000	
3 船 舶				0	
4 航空機				0	
5 車両及び運搬具				0	15借用資産 貸主の名称等
6 工具、器具及び備品				0	16事業用家屋の所有区分
7 合 計	2,000,000	1,200,000	1,000,000	1,800,000	17備考(添付書類等)
	資産の種類	評 価 額	※ 決 定 価 額	※ 課 税 標 準 額	増減なし 増減あり
1 構築物					増減あり
2 機械及び装置					
3 船 舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合 計					

昨年の申告内容から資産の増減がある場合、または耐用年数の変更がある場合は、「増減あり」に○印をつけ、種類別明細書も併せて提出してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 8 年度		所有者コード		個人番号又は法人番号		所有者名		枚のうち							
						申告 太郎		1 枚目							
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 格 (イ)	耐 用 年 数	(ロ) 残 存 率	価 額 (ハ)	課 税 標 準 の 特 例 率 コ ー ド	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月								
01	2		コンパイン(ナンバーなし)	1	5	6	9	5,000,000	7					1・2 3・4	
02	2		乾燥機	1	5	3	9	2,500,000	10					1・2 3・4	耐年変更
03	2		自走式草刈機	1	5	元	6	300,000	7					1・2 3・4	申告漏れ
04														1・2 3・4	
05														1・2 3・4	
06														1・2 3・4	
07														1・2 3・4	
08														1・2 3・4	
09														1・2 3・4	
10														1・2 3・4	
11														1・2 3・4	
12														1・2 3・4	
13														1・2 3・4	
14														1・2 3・4	
15														1・2 3・4	
16														1・2 3・4	
17														1・2 3・4	
18														1・2 3・4	
19														1・2 3・4	
20														1・2 3・4	
小 計								7,800,000			0			0	

忘れずに記入してください。

資産の名称は1マスごとに記載してください。

年号は、数字で記載してください。
3. 昭和 4. 平成 5. 令和

申告がもれていた資産の場合は、この欄に「申告漏れ」と記載してください。

この用紙には「令和7年中に取得した資産」や「耐用年数が変更となった資産」または「申告が漏れていた資産」について、記載してください。

注意 「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他 いずれかに○印をつけてください。

種類別明細書（減少資産用）

令和 8 年度		所有者コード		個人番号又は法人番号		所有者名		枚のうち						
						申告 太郎		1 枚目						
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド (資産)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 格	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年 号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部	
01	2		田植機	1	4	27	4	2,500,000	7		1・2 3・4	1・2		
02	2		乾燥機	1	4	25	10	3,500,000	7		1・2 3・4	1・2		
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小 計								6,000,000						

忘れずに記入してください。

資産の名称は1マスごとに記載してください。

年号は、数字で記載してください。
3. 昭和 4. 平成 5. 令和

この用紙には、同封しました「令和7年度償却資産課税台帳(所有者別明細書)」のうち、令和7年中に処分した資産を記載してください。